

行政情報・市からのお知らせ

くらし

軽自動車・原動機付自転車等をお持ちの人へ 軽自動車税について

毎年4月1日現在に軽自動車(原動機付自転車を含む)を所有している人に課税されます。

こんな時は手続きが必要です。

■廃車、譲渡した時 ■盗難にあった時

■市外や海外へ転出する時

下記の場所で必要な書類を確認の上、必ず、登録の変更・廃車等の手続きをしてください。

| 種別 | 手続きの場所 |
|---|--|
| 【芦屋市ナンバー】 ・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー | 課税課管理係 (北館2階30番窓口) 〒659-8501 芦屋市精道町7-6 ☎38-2015 |
| 【神戸ナンバー】 ・二輪(125cc超) | 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 ☎050-5540-2066 |
| 【神戸ナンバー】 ・軽自動車(三輪、四輪) | 軽自動車検査協会 兵庫事務所 〒658-0046 神戸市東灘区 御影本町1-5-5 ☎050-3816-1847 |

※軽自動車税は自動車税と異なり、年度途中で廃車しても月割計算して還付する制度はありません。

海外にお住まいになる予定の人へ 出国時の市税の手続き

海外へ出国する前に、市税(個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)の納付と納税管理人选定等の手続きが必要です。

■問い合わせ

個人市民税・県民税 課税課市民税係 ☎38-2016

固定資産税・都市計画税

課税課固定資産税係 ☎38-2017

軽自動車税・口座振替 課税課管理係 ☎38-2015

納税相談 債権管理課 ☎38-2014

平成30年度 ひょうご地域安全まちづくり活動賞 公光町自治会が受賞

毎年「公光まつり」で、地域住民の連帯感の向上や、若い世代の地域防犯活動への参加促進など地域が一体となったまちづくりに取り組んだことが評価されました。



「ひょうご地域安全まちづくり活動賞」とは?

地域安全のために継続して活動し、犯罪の未然防止などに多大な功績のあった個人・団体に対して表彰されます。

■問い合わせ 建設総務課 ☎38-2063

転入・転出を予定している人へ 住所の届出は、漏れなく正しく速やかに!

住民票(住民基本台帳)は、行政サービスを確実に受けられるための基礎情報です。引越しなどにより住所を移した人は、速やかに届出(転出届・転入届・転居届等)を行ってください。

【芦屋市から他の市区町村に転出する人】

転出前に芦屋市役所で転出届を提出して、転出証明書を受け取る。住み始めた日から14日以内に、引越後の市区町村で転出証明書を添えて、転入届を提出。

【他の市区町村から芦屋市に転入する人】

転出前に、引越前の市区町村で転出届を提出し、転出証明書を受け取る。住み始めた日から14日以内に、芦屋市役所で転出証明書を添えて、転入届を提出。

【芦屋市内で転居する人】

住み始めた日から14日以内に、芦屋市役所で転居届を提出。

マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード、在留カード・特別永住者証明書も住所変更が必要です。転入、転居届の際は必ずお持ちください。

※3月中旬から4月上旬は窓口が大変混み合います。ご了承ください。

■問い合わせ 市民課 ☎38-2119

ごみを減らして、地球にやさしく リユースフェスタ&フードドライブ

■日時 3月15日(金)・16日(土)午前10時～正午・午後1時～3時

■会場 環境処理センター・リサイクル棟

■内容 粗大ごみの自転車や家具類を修理・補修し、お譲りします。

■対象 市民(代理申し込み不可)

■料金 自転車(有料)・家具類(無料)

■持ち物 郵便はがき(62円切手貼り付け)

■申し込み 自転車と家具類は、1世帯1品目。両方当選の場合は、どちらかを選択してください。

※受け取りは、3月29日(金)・30日(土)午前10時～正午・午後1時～3時(本人のみ)

【フードドライブも同時開催】

食品を福祉団体等に届けます。ご家庭で余っている食品をお持ちください。(常温保存が可能で賞味期限が1カ月以上ある未開封のもの。)

■問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

市民委員を募集します 芦屋市文化推進審議会

市の文化推進基本計画の策定や計画に基づく事業の進行管理など、文化に関する重要事項等を調査審議する芦屋市文化推進審議会の市民委員を募集します。

■募集人数 2人

■任期 4月1日から2年間、年2・3回程度の会議(1回2時間程度・平日休日の夜間含む)を開催

■応募資格 市内在住の4月1日時点で20歳以上の人※現在3つ以上の附属機関等の委員に委嘱されている人を除く

■報酬 規定の委員報酬および交通費

■応募方法 3月15日(金)〈消印有効〉までに、住

所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、「私が考えるこれからの芦屋の文化について」がテーマの800字以内の作文を添えて、持参(平日・執務時間内)または郵送・Eメールで下記へ※1日午前9時から市ホームページでも応募できます※応募用紙は返却しません。※選考委員会で決定し、本人宛てに通知



芦屋市 文化推進委員会

検索

■問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127 ✉seisaku_suisin@city.ashiya.lg.jp (〒659-8501 住所不要)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者へ 高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。対象世帯で、国民健康保険の加入者(3月上旬)、後期高齢者医療制度の加入者(3月中旬)へ案内を送付します。申請書に必要な事項を記入・押印の上、郵送してください。

【案内が届かない人】

平成30年7月31日時点で国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた人は保険課窓口で申請してください。

■持ち物 被保険者証・印鑑・被保険者の振込先口座を確認できるもの(通帳等)

※平成29年8月から平成30年7月に医療保険が変更になった人は、案内が届かない場合があります。

芦屋市 高額介護合算療養費

検索



■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035/保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/高齢介護課管理係 ☎38-2046

教育・文化・スポーツ

魅力ある提案をお待ちしています! 公募提案型補助金の自主事業を募集

■対象 社会教育関係登録団体で、次のすべての要件を満たす事業

①団体の専門性、得意分野を生かしたもの

②広く一般市民や児童生徒を対象

③市内在住・在勤・在学の30人以上を対象とし、会員が参加すること

④市内の公共施設で実施

⑤4月1日から9月30日までに実施

⑥補助対象経費が3万円以上

※他にも要件があります。

■補助金額 謝金・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・使用料等の3分の2(上限5万円)

■申し込み 3月22日～4月19日(必着)で必要書類を持参または郵送で下記へ

※募集期間内に事業を実施する場合は、事業実施日の前日までに申し込みください。

※平成31年度予算の議決により、内容に変更がある場合があります。



芦屋市 公募提案型補助金

検索

■問い合わせ 生涯学習課

☎38-2091 (〒659-8501 住所不要)